

北海道最低賃金改定

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改定されます。

最低賃金額	時間額	734円
効力発生年月日		平成25年10月18日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

■お問合せ先は 厚生労働省北海道労働局（電話：011-709-2311）まで

課税事業者のかたへ～消費税の届け出はお済みですか～

個人事業者のかたで、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要なかた）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です

課税事業者とは？

基準期間（※1）における課税売上高（※2）が1,000万円を超えるかたが該当します。

※1「基準期間」とは、個人事業者の場合は、その年の前々年をいいます。

したがって、平成24年分の課税売上高が1,000万円を超えているかたは、平成26年分の消費税の課税事業者に該当します。

※2「課税売上高」とは、消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額（これらの売上に係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの金額を差し引いた金額）をいいます。

簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下のかたは、簡易課税制度を選択することができます。なお、平成26年分から簡易課税制度を適用して申告するかたは、平成25年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

詳しい内容については最寄りの税務署におたずねください。
また、国税庁ホームページでもご確認ください。

－税に関する情報は国税庁ホームページへ <http://www.nta.go.jp>－

■お問い合わせは 名寄税務署個人課税部門（電話：01654-2-2311）まで

人権擁護特設相談所開設のお知らせ

12月4日～10日は人権週間です。町では期間中の下記の日程で特設相談所を開設します。町長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員が各種相談に応じています。

- ・荒瀬 龍 男 和寒町字西町196番地 電話32-4504
- ・打田 幸 江 和寒町字三笠5番地 電話32-2982

◎人権擁護特設相談日

1. 相談実施日：12月6日（金）
2. 相談時間：午前10時から午後3時まで（5時間）
3. 相談場所：保健福祉センター 1階「相談室」

[相談は無料で、秘密は固く守られます]



■お問い合わせは 保健福祉課福祉係（電話：32-2000）まで